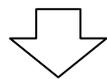


所管指定統計調査の民間開放に向けた取組について

平成 19 年 5 月 31 日
総務省統計局

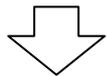
これまでの実施事項等

18 年 10 月 「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」



(公共サービス改革基本方針への反映)

18 年 12 月 「公共サービス改革基本方針」改定



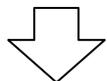
閣議決定を受けた具体的実施事項：

科学技術研究調査(国直轄の郵送調査)

公共サービス改革基本方針に基づき 19 年度に民間競争入札による民間開放を実施

19 年度に実施する 5 年周期調査(就業構造基本調査、全国物価統計調査)

政省令改正について措置するとともに、民間開放に向け、地方公共団体に
対する支援を実施



19 年度は、上記実施事項のほか、「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告(19 年 4 月)、地方公共団体の意見を踏まえつつ、公共サービス改革基本方針に沿って、「当面の主な検討課題」のとおり、各統計調査の民間開放の具体化を推進

当面の主な検討課題

1. 20年度に実施する5年周期の大規模調査（住宅・土地統計調査）

《主な留意点》

調査対象が約350万住戸・世帯に及ぶ、我が国最大の標本調査
調査事項の改廃のほか、調査方法の大幅な変更を予定。7月に試験調査を実施



【主な検討課題】

調査事項、調査方法等の基本的事項の確定

地方公共団体における実務上のメリットやニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備の検討

民間事業者の要望・ニーズや受託可能性の把握

2. 毎四半期に実施している調査（個人企業経済調査）

《主な留意点》

18年度に実施した試験調査の結果から、都道府県単位の民間開放については、適切な民間事業者の選定により、現行の個人企業経済調査と同様の質を確保し得ると考えられる



【主な検討課題】

地方公共団体における実務上のメリットやニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備の検討

3. 毎月実施されている調査（労働力調査、小売物価統計調査、家計調査）

《主な留意点》

市場動向や我が国の経済運営に大きな影響を与えるデータとして、毎月閣議に報告している調査であり、極めてタイトな期限を厳守しつつ、回収率や記入状況等の質について高い精度を担保することが必要であり、民間事業者の受託可能性に留意



【主な検討課題】

地方公共団体における実務上のメリットやニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備の検討
(照会対応等の)支援的な業務も含め、民間事業者を活用するための方策を幅広く検討

4. 国直轄の郵送調査（科学技術研究調査）

【主な検討課題】

19年度における民間開放の実施結果の検証・評価

20年度以降に向けた検討

対象業務の範囲の検討、複数年度契約の可能性の検討 等

5. その他

サービス産業動向調査（仮称）については、実査業務等について民間開放を行うこととし、民間開放の在り方については、試験調査の結果等も踏まえ、公共サービス改革法の対象業務とすることも含め検討

統計局所管の指定統計調査の集計・製表を行っている統計センターの組織・業務の見直しに係る検討状況との整合性確保に留意

平成21年の調査実施に向けて検討中の経済センサス、平成22年の次回調査に向けて大幅な変更が予定されている国勢調査については、調査事項、調査方法等の基本的事項を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し結論

その他の平成21年度以降に実施する5年周期の大規模調査(全国消費実態調査、社会生活基本調査)についても、調査時期の到来に応じて民間開放について検討

スケジュール（想定）

19年6月～	上記各課題の検討 (必要に応じ、新たに開催する有識者懇において議論)
～19年12月	上記 1.～4.の各指定統計調査についての取組措置の方向を整理 公共サービス改革法の対象とするものについては、基本方針の改定に盛り込む
～年度内	科学技術研究調査における20年度以降の民間開放（民間競争入札を想定）に向けた措置（実施要項策定、入札公告等） 各調査の環境整備に係る措置の実施（関係政省令改正、民間開放を行う際の「基準・条件」の地方公共団体への提示等） 調査内容に係る統計委員会審議、政令改正に係る法制局審査等が必要 住宅・土地統計調査については、20年2～3月に、実施市区町村の属する都道府県において事務処理特例条例を制定することを想定

検討体制

統計局において、新たに開催する有識者懇における議論も踏まえつつ検討

有識者懇のイメージ・・・別紙

有識者懇のイメージ（案）

- 統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（仮称） -

(1) 目的

公共サービス改革基本方針等に従って、統計局所管統計調査の民間開放の実施に係る諸課題の解決に向け具体的かつ専門的な知見を得るとともに、入札状況や実施結果等の検証・評価を行うため開催

(2) 検討項目

統計局所管統計調査の民間開放の実施に関し、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民・企業等の秘密の保護、業務の効率化等の観点から解決すべき諸課題について、調査ごとの特性を踏まえて具体的かつ専門的な検討を行うこと

科学技術研究調査等の各調査における民間開放について、その入札・契約の状況や業務実施状況等の検証・評価を行うこと

(3) 構成員

有識者 6 ～ 8 名程度とする方向で検討

(4) 開催期間

平成 19 年 6 月から平成 20 年 3 月頃まで開催

(5) その他

統計の民間利用者や地方公共団体、企業団体等から意見を聴く機会を設けることも検討